

令和4年度

有田川町子ども読書活動推進計画
(第二次)

令和4年4月策定

有田川町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 第一次計画期間における主な取組
 - (1) 家庭における取り組み
 - (2) 保育所における取組
 - (3) 学校における取組
 - (4) 公共図書館における取組
- 5 子どもの読書状況と今後の課題

第2章 第二次計画基本方針

- 1 発達の段階に応じた取組の推進
- 2 子どもが読書に親しむための環境の充実
- 3 子どもの読書に関わる人の育成

第3章 子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における取組
- 2 保育所における取組
- 3 学校における取組
- 4 公共図書館における取組

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。

平成13年に子どもの読書活動の推進に関する基本理念や子どもの読書活動の推進に関する必要な事項等を定めた、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。

有田川町では、心豊かな人々を育み、元気で文化的なまちづくりを目指し、平成26年4月に「有田川町こころとまちを育む読書活動推進条例」を施行、平成28年4月、子どもの読書活動を推進するための指針として「有田川町子ども読書活動推進計画」（第一次）を策定し、子どもたちの読書活動の推進に努めてきました。また、子どもたちの心の成長と情緒力の向上などを目指し、平成23年から「絵本のまち有田川」として、絵本を通じたまちづくりも行っております。

町が進める「絵本のまちづくり」を子どもの読書推進につなげ、これまでの読書活動推進の取り組みから課題を明らかにし、子どもの読書活動のさらなる充実を図るため、「有田川町子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定します。

2 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月）及び「和歌山県子供の読書活動推進計画（第四次）」（平成31年3月）を踏まえて、本町における子どもの読書活動を推進するために取り組む内容を示すものです。

3 計画の期間

第二次計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

4 第一次計画期間における主な取組

平成 28 年 4 月、子どもの読書活動を推進するための指針として「有田川町子ども読書活動推進計画」(第一次)を策定し、子どもたちの読書活動の推進に努めてきました。

その主な取組は、以下のとおりです。

(1) 家庭における取組

- ・ 図書館で実施する図書イベントへの参加
- ・ 「家読 (うちどく)」や親子読書週間など学校を通じた読書推進
- ・ 家庭教育に関する講座や研修会への参加

(2) 保育所における取組

- ・ 絵本にふれることができる環境づくり
- ・ 絵本を活用した保育
- ・ 保育士に対する読み聞かせ講座などへの参加呼びかけ
- ・ 保育士同士の効果的な絵本の活用などの情報共有
- ・ 保護者に対する絵本の読み聞かせの啓発
- ・ 地域ボランティアによる読み聞かせ

(3) 学校における取組

- ・ 読書時間の設定
- ・ 調べる学習への取り組み指導
- ・ ビブリオバトルへの参加とサポート
- ・ 学校図書室を活用した学習活動
- ・ 各学校で特色ある取組
- ・ 地域ボランティアによる読み聞かせ
- ・ 障害のある子どもの読書活動の推進
- ・ 図書だよりなどによる家庭への広報活動
- ・ 親子読書週間の設定
- ・ 学校司書の配置

(4) 公共図書館における取組

- ・ブックスタート、わらべうたの実施
- ・読書の楽しさを知ることができる図書イベントの実施
- ・地域ボランティアによる読み聞かせ
- ・図書館だよりの発行
- ・県立図書館と連携協力し、蔵書の相互利用
- ・学校図書館と連携協力し、蔵書の相互利用
- ・移動図書館の運行
- ・施設の整備・充実
- ・絵本よみきかせ隊、絵本コンシェルジュの育成
- ・家庭教育に関する講座や研修会の開催

5 子どもの読書状況と今後の課題

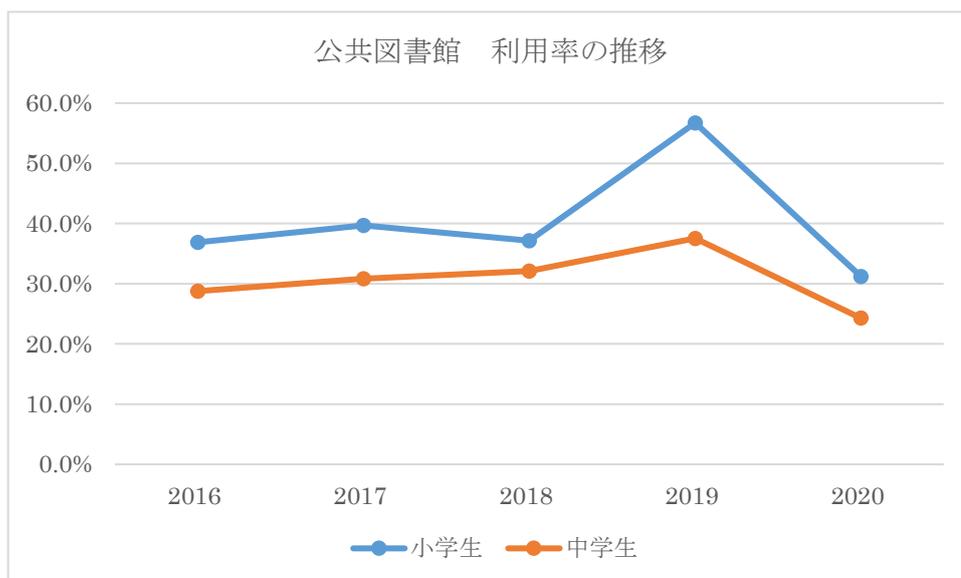
第一次計画（平成28年度～令和2年度）では、子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、地域、学校等の連携によるさまざまな取組を実施するとともに、子どもの身近に本がある環境づくりや読書活動に関する啓発等に努めました。

第一次計画期間における小中学生の、公共図書館及び学校図書室の貸出状況は別表のとおりとなっています。2020年はコロナ禍の影響もあってか、公共図書館の利用率、貸出冊数ともに減少していますが、2019年までは年々少しずつ増加していました。年代別に見た場合、年齢が高くなるにつれて利用率、貸出冊数ともに減少傾向が見られ、中学生1人当たりの平均貸出冊数は小学生よりも少なくなっています。その傾向は、学校図書室での貸出状況に顕著に現れており、中学生の学校図書室での貸し出しが急激に減少していることがわかります。年齢が大きくなるにつれ活動範囲が広くなるとともに、本以外のものへの興味も広がってきて、子どもの本に触れる機会が減ってきます。早い子どもは、幼児のころから一人で本を読み始めると言いますが、現実はなかなか思ったようにはいかないこともあり、子どもが一人で本を読む「ひとり読み」の習慣が身につくように大人が上手に導いてあげなければいけません。

子どもの発達段階や興味関心に寄り添いながら、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書が楽しいと感じられるように、読書習慣の形成を効果的に図る取組の充実が今後も望まれます。

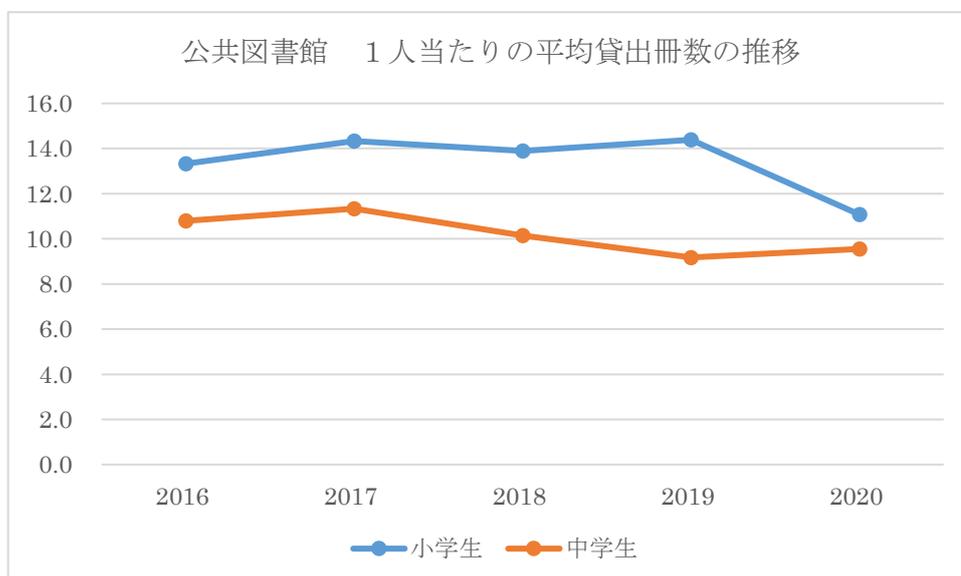
公共図書館 利用者数（単位：人）

年度		2016	2017	2018	2019	2020
小学生	利用者数	510	534	505	764	420
	利用率	36.9%	39.7%	37.1%	56.7%	31.2%
中学生	利用者数	198	210	210	250	153
	利用率	28.8%	30.8%	32.1%	37.5%	24.3%



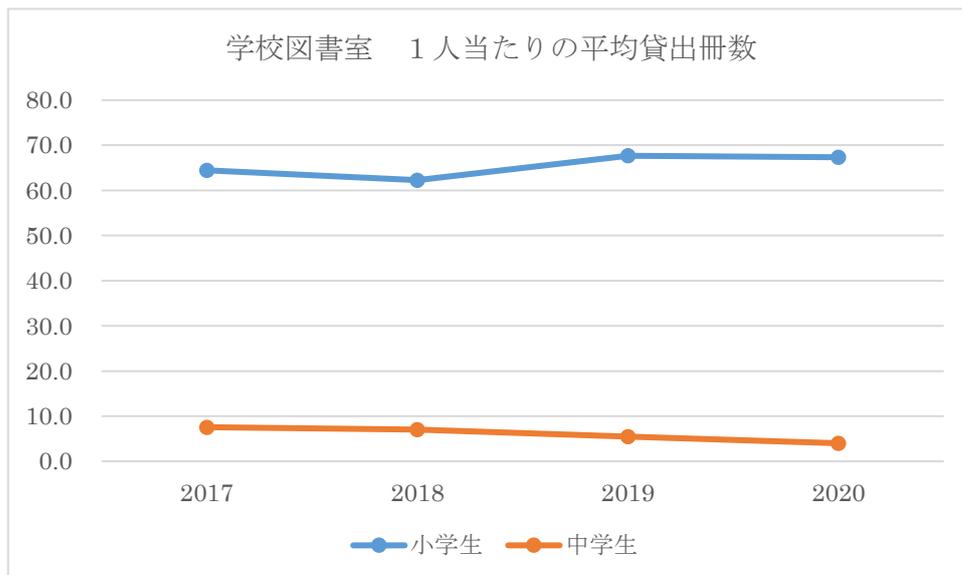
公共図書館 図書貸出冊数（単位：冊）

年度		2016	2017	2018	2019	2020
小学生	貸出数	18,435	19,281	18,900	19,380	14,898
	1人平均	13.3	14.3	13.9	14.4	11.1
中学生	貸出数	7,430	7,720	6,636	6,111	6,015
	1人平均	10.8	11.3	10.1	9.2	9.5



学校図書室 図書貸出冊数（単位：冊）

年度		2017	2018	2019	2020
小学生	貸出数	86,649	84,703	91,154	90,563
	1人平均	64.4	62.3	67.7	67.3
中学生	貸出数	5,147	4,605	3,661	2,522
	1人平均	7.6	7.0	5.5	4.0



第2章 基本方針

国の基本計画と和歌山県子ども読書推進計画を基本とし、本町における子ども読書活動の推進をめざし以下のことに取り組みます。

(1) 発達の段階に応じた取組の推進

子どもが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけるためには、乳幼児期から発達の段階に応じた読書活動が行われることが重要です。発達段階ごとの特徴を理解し、一人一人の発達や読書経験に留意しながら、家庭・地域・学校等において取組を進めます。

(2) 子どもが読書に親しむための環境の充実

子どもが自然に読書活動を行えるよう、子どもの身近に本がある環境をつくっていくことが重要です。家庭・地域・学校等、それぞれの場において、本にふれることができる場や機会を積極的に提供し、子どもたちが本に興味を持てるような環境づくりを進めます。

(3) 子どもの読書に関わる人の育成

子どもが本と出会い、本の楽しさを知るためには、子どもと本をつなぐ人の役割が大変重要です。保護者への読み聞かせ等の大切さについての理解促進、教職員や保育士、地域ボランティア等の研修会などを通じた資質向上、また子どもの読書推進リーダーを育む講座など、人材育成を進めます。

第3章 子どもの読書活動の推進（第二次）

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を理解して取組を進めていきます。

1 家庭における取組

子どもが読書習慣を身につけるためには、生活の基本の場となる家庭において日ごろから本に触れる環境にあることが大切です。保護者が読書の意義や重要性を理解し、日常生活の中で子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要となります。子どもの生活の中に読書が位置づけられるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 子どもに読書を強要せず、自然に興味をわくように、読み聞かせや「家読（うちどく）」など、家庭で読書を楽しむ時間をつくるよう努めます。
- ② 図書館等に出向いて本と触れあう機会を増やし、図書イベントに積極的に参加するなど、本を読むのが楽しいという経験をたくさんさせてあげるよう努めます。
- ③ 保護者等を対象とした読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解促進を図る講演会や研修会などに積極的に参加するよう勧めます。

2 保育所における取組

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。乳幼児期に絵本や物語の楽しみを十分に味わうことは、その後の読書習慣を形成する上でたいへん重要であります。

保育所において、子どもの興味や発達段階に応じた図書の選定を行い、積極的に絵本や物語に親しむ活動を取り入れることにより、本への興味や関心を広げていくことができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 絵本等の配備・充実の促進、子どもが興味を持てるような配置など、絵本にふれることができる環境づくりに努めます。
- ② 保育士や地域ボランティアによる絵本の読み聞かせを行うなど、絵本を活用した保育を実践します。

- ③ 積極的に講座や研修会に参加するなど、保育者の絵本の読み聞かせなどに対する理解の促進に努めます。
- ④ 家庭での読み聞かせの大切さや意義についての理解を図るため、保育士から保護者に対し啓発していきます。

3 学校における取組

子どもの読書習慣を形成していくうえで、学校は大きな役割を担っています。学校教育法においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

学校において、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことにより、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、以下のことに取り組みます。

- ① 「朝の読書」など全校一斉で読書活動に取り組める時間の設定や、卒業までに一定量の読書ができるような取組を推進します。
- ② 学校図書室に推薦図書コーナーの設置など子どもの興味を引く図書の配置や、学校図書室を活用した学習活動、学校司書による読書支援に取り組みます。
- ③ ブックトーク、アニメーション、ビブリオバトルなど、子ども同士で図書を紹介し、さまざまな分野の図書に触れられる活動に取り組みます。
- ④ 調べる学習コンクールの参加を推奨し、児童が意欲的に調べ学習に取り組めるように指導、サポートを行います。
- ⑤ 「家読（うちどく）」や親子読書週間の設定など、家庭において親子で一緒に読書を楽しめるような取組を推進します。
- ⑥ 地域ボランティアによる読み聞かせなど、多様な経験を有する地域の人々の協力を得ることによって、児童生徒が読書に親しむ活動を推進します。
- ⑦ 障害のある子どもが豊かな読書活動が体験できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた選書や読書環境の工夫に取り組みます。

4 公共図書館における取組

子どもにとって図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりできる場所です。

さまざまな利用者のニーズに応えられるよう図書を整備し、充実した図書館サービスの提供に努めるとともに、子どもが読書の楽しさを知ることができる図書イベントの実施、保護者や地域ボランティア等を対象とした講演会の開催など、地域における子どもの読書活動を推進するため、以下のことに取り組みます。

- ① 多様な利用者及び住民の要望に留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書、図書資料の整備に努めます。
- ② 「子ども読書の日（4月23日）」や「読書週間」などにあわせて、子どもが読書の楽しさを知り積極的に読書活動を行う意欲を高められるイベントを実施します。
- ③ 地域ボランティアの協力のもと、町内図書施設において子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会などを定期的実施します。
- ④ ブックスタートやわらべうたなど、赤ちゃんと保護者が絵本などを通じて楽しい時間を共有できる事業を実施します。
- ⑤ 図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に発信します。
- ⑥ 図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供することを目的に、図書館の利用圏等を考慮した移動図書館の運行を行います。
- ⑦ 読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解の促進を図るため、保護者等を対象とした家庭教育に関する講座や研修会を開催します。
- ⑧ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるボランティア（絵本よみきかせ隊、絵本コンシェルジュ、子ども司書など）育成のための講座や研修会を開催するとともに、読書推進につながるボランティア活動の支援を行います。